

国家元首の現代の法的性質

—君主制国家を中心として—

On the modern legal character of the head of the state

—Centering on the constitutional monarchies—

梶 幸 雄

1 序 説

統治機構に着目した場合、国家には、それぞれ、その国家を代表する役割をはたす者がいる。この者を、かつて、また、現在でも、慣例上、国家元首 (head of state, Staatsoberhaupt, chef de l'Etat) という語で呼ぶことがある。これらの者が、憲法上、有する権限は、その者がはたす役割が何であるかによって異なるが、あえて「元首」という語を使用して、その者の地位を規定していることがある。この種の規定を行う諸国の憲法においては、国家元首（以下、元首と略称する）としての法的地位、権限はどのように定められているのか。そこには、それぞれ何か特別の役割をはたす共通するものがあるのか、それとも単に用語上の問題にすぎないのか、ということが問題となる。

元首という概念は、周知のように、国家有機体説 (organismic theory of the state, Staatsorganismus) から生じたものとされている。国家有機体説とは、国家をもってそれ自身生きて生活をする完全体であり、その成員たる個人は、何ら独自の人格をもたず有機体における細胞であり、全体によって配分された機能を分担するにすぎないとする国家観である。古くは、プラトンが、ポリスをして makroanthropes (巨大な人間) と、となえ、ホッブスは、国家をして Leviathan (巨大な怪物) ととなえたのも、国家有機体説によると考えられる。⁽¹⁾ 国家を有機体であるとして積極的に理論構成する場合、プラトン、ホッブスのような素朴な生物有機体の比喻で行なうものから、ギールケのような有機体論に内在する団体主義の理論に立つものもあるが、国家主義的、全体主義的国家観に結びつき、君主を正統化する理論に結びつきやすい。つまり、人間にあっては頭がその人の全体を統轄するものであり、他人に対してその人全体を代表する機関に該当するが、国家においても、それと同様な機能をはたす機関、head of state, Staatsoberhaupt が必要であり、君主がこれに該当するということである。このような思想から導きだされてきた元首という概念は、この語を使用している憲法では、どのような意義をもつものか。国家有機体説的な元首の意義をそこに包含しているのか。それとも、単なる用語上の問題なのか。それとも、別の意義を有するのかが問題となる。そこで、この問題を検討するための準備作業として、元首という語を使用している場合、憲法上、その者の法的地位は、どのように規定され、如何なる権限を有し、その権限行使が規制されているかを、観察することを、本稿のポイントとする。憲法上、元首という用語、または、それと同意義と解される語を使用し、その地位・権限を規定しているものとしては、1956～60年代あたりを基準にした場合、効力を有していたものには、次のようなものがあった。これらの諸国の憲法は、制定された時期に着目したとき、新旧種々あり、現在までに改正を経ているものもあるが、次のようなものがある。⁽²⁾

ベルギー王国憲法第62条 (1831年), 「国王は, 両院の同意がなければ, 同時に他国の元首となることはできない。」

ギリシャ憲法第32条 (1911年, 1973年王制廃止), 「王は, 国家の最高権威である。」

イラク王国憲法第26号 1項 (1932年, 1958年王制廃止), 「国王は, 国の元首とする。……」

タイ王国憲法第2条 (1932年, 1972年停止), 「主権は, タイ国民から発する。国王は, 国の元首であって, この憲法の定めるところにより, 主権を行使する。」

スペイン国家指導者継承法第2条 (1947年, 1975年王制復古), 「国の指導は, エスパニヤ国及び改革運動の統領, 軍隊の総司令官ドン・フランシスコ・フランコ・バアモンドに属する。」

カンボジア王国憲法第35条 (1947年, 1976年王制廃止), 「国王は, 国家の最高の元首である。その身体は, 神聖不可侵である。」

ラオス王国憲法第8条 (1949年, 1975年王制廃止), 「国王は, 国の最高の首長とする。その一身は, 神聖かつ不可侵とする。国王は, 熱心な仏教徒でなければならない。」

リビア連合王国憲法第58条 (1951年, 1969年王制廃止), 「王は, 国の元首である。」

ヨルダン・ハシミテ王国憲法第30条 (1952年), 「王国は, 元首であって, 一切の刑事及び民事の責任を免除される。」

エチオピア憲法第26条 (1955年, 1975年王制廃止), 「帝国の主権は皇帝に付され, 帝国のすべての事項に関する最高権力は, 本憲法の規定する方法に従い, 国家元首たる皇帝がこれを行使する。」

トルコ共和国憲法第32条 (1924年), 「共和国大統領は, 国の元首である。……」

チリ共和国憲法第60条 (1925年), 「チリ共和国大統領の名称を有する一人の公民が国を統治する。大統領は, 国の首長とする。」

レバノン憲法第75条 (1920年), 「共和国大統領を選挙するため集会した代議院は, 選挙人団を構成するものとし, 審議のための会議は開かない。代議院は遅滞なく, かつ, 討論を行なうことなく, 国家の首長の選挙を排他的に執行する。」

ペルー共和国憲法第134条 1項 (1933年), 「共和国大統領は, 国の元首であって, 国の象徴とする。」

パラグアイ共和国憲法第51条 (1940年), 「国の最高の首長であって, 国の一般行政を管掌すること。」

中華民国憲法第35条 (1946年), 「総統は, 国家の元首であって, 外に対し中華民国を代表する。」

ビルマ連邦憲法第45条 (1947年, 1962年停止), 「連邦大統領, 一人を置く。大統領は, 連邦内のいかなる者よりも上位にあり, この憲法又は法律により大統領に付与される権力及び職務を行使し, 及び履行する。」

アルゼンティン共和国憲法第83条 1項 (1949年), 「国の最高の首長であって, 国の一般行政を管掌すること。」

イタリア共和国憲法第87条 (1948年), 「大統領は, 国の首長であり, 国を代表する。」

シリア憲法第70条 (1950年, 1961年停止), 「大統領は, 国の元首とする。大統領の職を与えられる榮譽及び特権は, 法律で定める。」

インドネシア共和国暫定憲法第45条 1号 (1950年), 「大統領は, 国家の元首である。」

ヴェネズエラ憲法第102条 (1953年), 「共和国大統領は, 元首, 国の行政権の首長及び軍隊の最高の武官である。」

エジプト共和国憲法第64条 (1956年, 1958年廃止), 「共和国大統領は元首である。大統領は, この憲法の定めるところにより, その権限を行使する。」

アラブ連合共和国暫定憲法第12条 (1958年, 1959年廃止), 「大統領は, 国の元首である。大統領は

この憲法に定めるところにより、その権限を行使する。」

チュニジア共和国憲法第37条（1959年）、「共和国大統領は、国の元首である。大統領の宗教はイスラム教である。」

朝鮮民主主義人民共和国憲法第59条（1948年）、「首相は、朝鮮民主主義人民共和国政府の主席である。」

チェコスロヴァキア共和国憲法第6条（1948年）、「共和国大統領は、国家の元首として、人民議会により、7年の任期で選挙される。」等々。

これらの諸国の憲法は、すでに改正されたもの、また国家そのものが消滅し、憲法そのものが破棄されたものもあるが、これらは、すべて、元首、またはそれに相当する用語を使用し、その地位、権限を明記している。ところで、本稿は、このように実定法上明記されている元首という語を、手がかりにして、現代国家の元首の法的性質を解明することにポイントをおくものであるが、イラン、サウジ・アラビア等は、特に明示規定がなくとも、その君主のもつ権威の強大さからすれば、まさに、元首のなかの元首という名にあたいするものもある。しかし、ここでは、とりあえず、実定法で明文化されているものを対象としていくことにする。

ところで、これらの国の国家形態は、君主制国家、共和制国家、があり、同一の語を使用しているとしても、その国家の歴史的な発展の性質に応じて、その元首制度のもつ意義はそれぞれ異なるものであることはいままでもない。したがって、憲法上、規定されている元首という語のみに着目して、国家形態の如何を問わずに、現代国家の元首というべきものの性質を解明しようとしても、それは、さして意義があるとはいえない。たとえば、小島和司論文において、元首の意味内容を確定しようとした多くの解釈には次のような六つの類型があるとする。⁽³⁾

- (a) このことばが、国家有機体説と密接に結合した表現であることに着目して、国家の活動において、その頭部にあたる作用を営むもの、すなわち国家活動の本源ないし国家生命の首脳と理解する態度。
 - (b) (a)のニュアンスより強めて、このことばの意味を解し全国家権力を体現し、これを代表するものとして理解する態度。
 - (c) (a)のニュアンスにあまり拘泥しないが、しかし、国家における頭のような地位にあるもの、すなわち国家機関中最高の地位にあるものと理解する態度。
- 以上、三つは元首ということばの表現そのものに着目して、そこから国家諸機関中におけるその地位を解しようとするものであるが、また、比較法的にみて元首ということばが必ず特定の権能をもつものについて用いられている現象に着目して、これをまったく特定権能をもつ国家機関の呼称にすぎぬと解するものとして、さらに次の三つがある。
- (d) 行政の首長ないし執行権の名目的帰属者を指す。
 - (e) 国内的には行政の首長として国政を統轄し、対外的には国家を代表する権能をもつものを指す。
 - (f) 対外的に国家を代表する権能をもつものを指す。

これらのうち、国内法的概念としては、(e)および(d)をとる論者が圧倒的に多く(f)は例外的である。」とする。

このように、元首という用語が、多様、多義的に使用されていることにかんがみれば、言葉のみに着目して比較することは、さして意味を有しないであろう。ただ、ここでは、元首という用語を、国

家を見現する役割をになうものという広い意味でとらえておけばよい。問題は、元首という規定を有する憲法は、その者に対して、具体的にどのような役割を期待しているかということである。そこでそれぞれの国家形態において憲法で定められた元首制度の特徴を解明することが必要であるが、その前に、憲法の種類を提示しなければならない。これについては、以前、大妻女子大学文学部紀要第7号「比較憲法の方法について」で検討したことがあるし、また、基準のたて方によって、数々の憲法の種類を示しうるわけであるが、元首制度を対象とし、この元首という概念の発生・変化に着目した憲法の種類を提示するとしたならば、そこには、どのような類型が必要とされるか。それは、伝統的な分類である君主制・共和制の国家類型を基準とした憲法の類型であろう。このことは、柳瀬良幹著「元首と機関」において、解明されているように、元首という語は、国家有機体説から発生し、特にバイエルン以下のドイツ諸邦の憲法に用いられた用語であり、この意味で君主制憲法にその起源をもつ概念だからである。⁽⁴⁾

このような意味からすれば、元首という概念は、現代の君主制憲法下にあっては、どのような意味を有し、現代の共和制下においては、どのような意味を有するかという視点から、まず、検討をはじめることが必要であり、それぞれ、どのような地位・権限を有し、かつ、それが規制されているかを解明していくことが必要となろう。そこで、ここでは、その予備的作業として、特に、現代の君主制国家において元首規定をもつ憲法を対象し、それぞれの元首の法的性質を検討し、君主制に多様な理論をもつフランス、イギリス、ドイツの君主制との比較を試み、それら元首の特色の素描を試みたい。

2 君主と元首

(1) 君主制の理論

第一次大戦のはじまる前の世界には、君主制でない国家の方が少なかったが、第一次大戦を契機に急速に変化し、第二次大戦はその減少に拍車をかけた。1956年当時の王国、立憲君主国の数は、アジア8、中東、アフリカ10、ヨーロッパ11、計29カ国であったが、1976年現在では、王国、立憲君主国の数（首長国、土侯国、英連邦加盟国、日本を除く）は、20カ国である。すなわち、マレーシア、タイ、ネパール、ブータン、イラン、サウジ・アラビア、モロッコ、レソト、ノルウェー、スペイン、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、リヒテンシュタイン、デンマーク、スウェーデン、ヨルダン、イギリス、スワジランド、モナコである。

かつて、ドイツ国法学が、一般国家学の研究成果として、君主制・共和制のみが唯一の国家形態の分類であると主張したが、現代において、君主制という国家形態に着目し、その性質を検討することにどのような意義があるといえるのか。現在、君主制という国家分類の概念の有効性を認めるものはいない。たとえば、一例として、レーヴェンシュタインや、デュヴェルジエの所説をあげてみる。レーヴェンシュタインは、君主制という語に着目し、国家の特定の政治形態を示そうとしても、内容的には何物も示しうるものではないとし、『君主制』と『共和制』という概念は、それ自体、本質的にはきわめて異なった政治形態を包含する一つの言葉上の容器にすぎない。国家形態と政治形態とが一致しないことは、しばしばあることであって、……君主制の国家形態をもちながら、民主主義による政治形態をもっている国もあれば、他方、……共和制の国家形態が、専制政治や独裁制にむすびついているところもある。……両者のばあい、価値判断は、統治様式とかかわっているものであり、どこに政治権力が位置しており、そしてどのように政治権力が国家意志の形成や国家の指導に適用されている

かということが問題なのである。歴史的にみれば、君主制は一個の類概念であるにすぎないけれどもこの類概念は君主制の実体を無造作にとらえるものでもないし、その性格を直接に認識しうるものでもないであろう。」⁽⁶⁾とする。また、デュヴェルジェは「図式化していうと、ヨーロッパの君主制は、英国にならって、絶対君主制、制限君主制、議会主義君主制の三段階を経て発展した。……封建制下の会議から成長した議会在権限を拡大したことが、第一段階から第二段階への移行であった。民主主義思想の発展により、君主はますます議会の意思を考慮しなければならなくなった。また、最初国王の単なる書記官として国王の政策を実施していた大臣も、次第に、行動するために議会の信任をえなければならなくなった。こうして、過渡的な『オルレアン王朝型議会主義』の段階となった。……しかし、大臣が君主と代議士の信任の両方をえなければならぬこの段階はあまり続かず、その後は、後者の信任のみが要求された。内閣は支配の全権力を手中に収め王は純儀典的役割に限られた。……1875年、フランスは共和制のワクにこの議会主義体制を重ね、その後、多くの国々がこれをまねることになった。議会主義共和制と議会主義君主制とは、国王にせよ大統領にせよ、国家元首が実権をもっていないのであるから、現実には大差がない。19世紀のヨーロッパを引き裂いた、君主制か共和制かの対立は、このようにして、その内容と意義を失なったのである。以上の法学的分類は、今日の政治体制の違いをさして明確にするものではない。それらは、次第に放棄され、他の分類にとって代られつつある。新しい分類は、多元的体制もしくは民主体制と、一元的体制もしくは専制体制との区別に基づいている。」とし⁽⁶⁾、現在では、少なくとも国家形態の主要な分類方法とはなりえないものとしている。たしかに、君主制と共和制という伝統的な区別は、それが、かつて有していた重要性を失なったことは事実であり、それと異なる国家形態論が要求され、また行なわれるようになってきている。もし、現在、君主制を研究するとしたならば、問題となることは、佐藤 功論文⁽⁷⁾で指摘されているように「何故にこの区別が重要性を失なうに至ったかということこそ問題とすべきであり、またそこに実は君主制そのものの特色が見出されるのではないか。」ということであろう。

この問題については、既に、現在の憲法制度に焦点を合わせて、世界各国の君主制度を比較検討した、榎原 猛著「君主制の比較憲法学的研究」で、それぞれの君主制度の制度的特徴を浮彫りにし、君主は如何なる権能を憲法によって与えられ、これを如何に行使しているかを実証的に解明されている。また、何故に、君主が、名目化し形骸化したか、何故に、君主制が政治的・実質的にその重要性を失ってきたのであるか、それらの経過が諸国の憲法においてどのような形で現われてきたか、そしてその君主制の存在理由はどこに求められているか等の問題については、佐藤 功著「君主制の研究」で、既に解明されているところである。しかし、本稿では、ここで君主制のもつ政治的意義をあえて、概観しておく必要がある。なんとなれば、元首の概念は君主制から生じたものであるから。

これらの研究成果として解明されていることは、ウェーバーの理論の下でまとめれば次のようになる。君主制を正当化するものとしては、君主のもつカリスマ性と統治を行なってきた歴史的伝統性といえる。そして、君主はこの伝統的支配とカリスマ的支配を具備することによって、君主は国家そのものを名実ともに、具現するという役割をはたしてきた。君主が統治の絶対的権力を失なうにいたった時期、つまり君主の伝統的支配が失なわれて立憲君主制に政治体制が変化すると、君主のカリスマ性が強調され、君主の存在が正当化された（後述の、コンスタン、バジヨット、国家法人説は、このために生じた理論といえる）。そして、このカリスマ性も失なわれた時代、つまり、統治の実権を完全に失なったとき、君主の象徴性——国家を形式的に具現する役割——のみが、君主の存在意義を正当化するものとなる。この場合、憲法が君主の地位および権限を定めるという合法的支配をとるが、何を根拠にして君主の存在を正当化するかを問題としたとき、結局のところ、この合法的支配も伝統

的・カリスマ的支配のいずれかの問題にもどることになるといわざるをえない。しかし、いずれにせよ、君主の地位は国民の意思によるという思想、すなわち法的に言えば国民主権の原則による君主制という思想が、現われて君主制と国民主権とを結びつけることにより、君主制が正当化される。しかし、これは、同時に君主制否定の道を自ら開いたこととなる。そこでは、君主制は、いわば「背水の陣」⁽⁸⁾をひくこととなり、常に君主制廃止の危険にさらされることになる。このように、君主制の歴史的発展は、権力性の後退・象徴性の前進にあり、これが君主制の歴史的進化の方向であるとする。

このように君主制の歴史をたどった場合、元首という概念はどこにおいて生じてきたといえるか。まだ、君主が絶対君主として国家の統治権を完全に把握していたときは、政治思想的にとらえれば、二つのとらえ方があったとされる。一つは、神政国家、古代東方国家、中世国家にみられるような、君主が国家を超越し、神により権力が付与され、国家の外部にあって国家を統治するものであり、他の一つは、マキユアリベリ、ボタン、またホブスの理論に見られるような、国家内部に君主があるとしたものがあるが、これらの絶対君主の場合、国家そのものを具現するものであり、君主そのものが絶対的存在であり、国家存立に必要な機関としての元首の観念などが生じる余地はまったくなかったものといえる。君主が国家機関となり、元首観念が生じたのは、君主の権利についての自然法理論が克服され、君主は国家の分岐または機関として国法秩序に従い、国家的事項に関して国家的機能を行使するときに始まると考えられる。⁽⁹⁾ このことからすれば、君主が伝統的支配を失ったとき、元首としての機関としての地位を確保したものといえよう。

ところで、この元首という語を使用するかしないかに関係なく、国家を具現する役割を君主に認める思想を、近代立憲主義下の理論でさぐれば、その原点を、フランス大革命後の君主制思想、19世紀のイギリスの君主制、ドイツの国家法人説の形成に影響を与えた国家有機体説に求めることができよう。本稿の目的は、前述のように、元首という語を用いている現代の憲法——また、同旨の用語を用いている憲法——は、何を、その元首たる地位に求めているかを解明することにある。そこで、これら元首の規定をもつ国家は、君主制に関して、種々多様な理論を有した、フランス、イギリス、ドイツの法理論の影響をうけているか否か、うけているならば、どの程度まで、それをうけているかを検討しなければならない。まず、ここでは、これら元首という規定を設けている君主制憲法の俯瞰を試みることにする。

(2) 現代君主制国家における元首

元首という語に着目した場合、スカンジナビア、ベネルック諸国の君主制憲法では、第一次大戦以後、元首という語を使用しておらず、第二次大戦後では、この語を使用する君主制国家は、リヒテンシュタイン、ギリシャ、イラク、ヨルダン、リビア、エチオピア、タイ、ラオス、カンボジアであるとされる。これらの憲法のうち、ギリシャ、イラク、リビア、ラオス、エチオピア、カンボジアでは君主制は、既に、廃止されているが、現代の君主と元首とのかかわりあいを検討することに目的があるので、それが、現在、存続しているか否かは、ここでは、特に、問題とする必要はない。これらの諸国の憲法において、近代立憲主義をどのように導入しているかを、統治形態・政体、主権の淵源等を中心に概観すれば、次のような規定を有する。ただし、リヒテンシュタインは、人口の少ない公国 (principality) であり、国家形態学上は正当の意味における純粋な君主国ではないため、ここでは除外する。⁽¹⁰⁾

ギリシャ憲法第21条、「ギリシャ国の政体は、王制民主主義である。すべての権力は、国民にその源を有し、この憲法の定める方法で行使される。」

イラク王国憲法第2条、「イラク王国は、独自の自由な主権国家である。その領土は、これを分割してはならないし、かつ、その領土のいかなる部分も、これを放棄してはならない。政体は、世襲君主制をとり、また、統治の方式は、代議制をとる。」

ヨルダン・ハシミテ王国憲法第1条、「ヨルダン・ハシミテ王国は、独立主権国家とする。王国は不可分なものであって、そのいかなる部分も、割譲することができない。ヨルダン人民は、アラブ国家の一部を構成する。政府は、世襲君主を伴う議院内閣制とする。」

リビア連合王国憲法第2条、「リビアは、世襲の王国であり、連邦の形態をとり、且つ、代議制の統治組織を有する。その国名は、『リビア連合王国』である。」

エチオピア憲法第2条、「帝威は、永久にエチオピア女王たるシバの女王とジェルサレムのソロモン王の王子であるメネリック一世の御代以来連綿たるサーレ・セラシェ王の子孫であるハイレ・セラシエ一世の帝統に付属して動かない。」

タイ王国憲法第1条、「タイ王国は、一体かつ不可分である。タイ国民は、人種又は宗教のいかににかかわらず、ひとしくこの憲法の保護を享ける権利を有する。」

ラオス王国憲法第1条、「ラオスは、単一であって、かつ、不可分な民主主義王国とする。」

カンボジア王国憲法第1条、「カンボジアは、単一君主国とする。」

このように、それぞれ、その国家の固有な歴史にもとづき、一定の君主制を前提とした統治形態・政体をとることを宣言している。これらの国家の主権の淵源としては、次のような規定をもつ。

ギリシャ憲法第1条、「ギリシャ国の政体は王制民主主義である。すべての権力は、国民にその源を有し、この憲法の定める方法で行使される。」

イラク王国憲法第19条、「イラク立憲王国の主権は、人民に存する。その主権は、人民により、フセインの子であるファイサル王及びその継承者に信託されたものである。」

ヨルダン・ハシミテ王国憲法第24条1項、「人民は、すべての権力の根源とする。」、同条2項、「人民は、この憲法の定める形式で、これからの権力を行使する。」

リビア連合王国憲法第44条、「リビア連合王国の主権は、国民に属する。人民は、神の御心によりモハマッド・イドリス・アル・マデイ・アル・セヌシ王及び爾後は長系を先にし最近親の系統を先にするこの王の王系の男子に、この主権を信託する。」

エチオピア憲法第26条、「帝国の主権は皇帝に付与され、帝国のすべての事項に関する最高権力は本憲法の規定する方法に従い、国家元首たる皇帝がこれを行使する。」

タイ王国憲法第2条、「主権は、タイ国民から発する。国王は、国の元首であって、この憲法の定めるところにより、主権を行使する。」

ラオス王国憲法第3条、「国の主権は、ラオス人民に発する。国王は、この憲法の条規に従い、この主権を行使する。」

カンボジア王国憲法第21条、「すべての権力は、国王から発する。これらの権力は、この憲法によって定められた方式により行使される。」

このように、主権の淵源を概観した場合、エチオピアに関しては、他の君主制憲法に比して、君主主義的傾向のいちぢるしく強い憲法である。レーヴェンシュタインは、1931年の憲法を評した言葉であるが、「カール大帝やルイ14世が、たとえその無限な権力の行使を『立憲的』に表現することを当時要求したとしても、これほど見事にはなしえなかっただろう。としている。⁽¹¹⁾」この言葉をそのまま

1955年憲法にあてはめてもよいような、専制主義的体制を宣言したものといえよう。これに対して、カンボジア王国憲法に関しては、主権者は国王であるとするが、その権力行使は規制されている。たとえば、「立法権は、国王の名において、国民議会が行使する。法律の提案権は、国王、内閣並びに国民議会及び王国会議の議員に属する。」(第22条)、「執行権は、国王の名において、各大臣が行使する。」(第23条)、「司法権は国王の名において、各級および各管轄裁判所が行使する。」(第24条)と規定し、法文上から見た場合、主権の行使を、他の機関に委託したものであり、この意味で、カンボジアは、エチオピアとは正反対な、立憲君主国であるといえる。

その他の、ギリシャ、イラク、ヨルダン、リビア、タイ、ラオスの憲法については、主権の淵源は国民に発するという、国民主権の原則を宣言している。しかし、その主権の行使について、君主が、それに強く介入することを認めている。たとえば、

ギリシャ憲法では、「立法権は、王及び代議院が行使する。」(第22条)、「法律の提出権は、代議院及び王に属し、王はこの権利を大臣を通じて行使する。」(第23条)、「行政権は、王に属し、王が任命する責任を負うべき大臣がこれを行行使する。」(第27条)、「司法権は、裁判所が行使し、判決は、王の名においてこれを行なう。」(第28条)と規定している。

イラク王国憲法では、その第19条において、主権は、ファイサル王及びその継承者に信託されたものとし、「立法権は、国会及び国王に対して付与される。国会は、元老院及び代議院でこれを構成する。」(第28条)、「国王は、総理大臣を選任し、その推薦に基いて各大臣を任命し、かつ、それらの辞表を受理する。」(第26条5項)、「国王は、公益のため必要と認められるときは、総理大臣を免職する。」(同条6項)、「国王は、元老院の議員を任命し、かつ、その辞表を受理する。」(同条7項)、「国王は、勅令の手段によりその権限を行行使するものとする。勅令は、責任を有する一人または数人の大臣の起案に基き、総理大臣の同意を得て、発せられるものとする。当該起案をした大臣及び総理大臣は、当該勅令に署名をしなければならない。」(第27条)と規定し、国王に権力を付与しながら、その権力行使に立憲主義的制約をくわえている。

ヨルダン・ハシミテ憲法においては、「立法権は、国民議会及び国王に属する。……。」(第25条)、「執行権は、国王に属する。国王は、この憲法の規定に従い、その国務大臣を通じて、その権限を行行使する。」(第26条)、「司法権は、各種の裁判所が行行使する。すべての判決は、法律に従って与えられ、かつ国王の名において宣言しなければならない。」(第27条)と規定している。

リビア連合王国憲法においては、「立法権は、議会と結合した王が行行使する。王は、議会がこの憲法の定める手続に従って法律を承認したときは、これを公布する。」(第41条)、「行政権は、王が、この憲法の範囲内で行行使する。」(第42条)、「司法権は、最高裁判所及びその他の裁判所が、行使する。裁判所は、法律に従い、且つ王の名において、この憲法の範囲内で裁判を行う。」(第43条)と規定している。

タイ王国憲法においては、「国王は、国民代表議会の助言と同意により、立法権を行行使する。」(第7条)、「国王は、内閣を通じ、行政権を行行使する。」(第8条)、「国王は、法律の定めるところにより設置された裁判所を通じ、司法権を行行使する。」(第9条)と規定する。

ラオス王国憲法においては、「国王は、国会が、……可決して法律案を、勅令の定めるところにより、裁可し、かつ、これを公布する。国王は、大臣会議が提案し、かつ、責任ある大臣が副署した規則を勅令の形式で制定する。」(第13条)、「国王は、総理大臣を指名する。総理大臣は、政府を組織しこれを議会に提示して、その承認を求める。総理大臣及び各大臣は、議会において出席議員の三分の二以上の多数による信任投票を得た後でなければ、これを任命することができない。」(第19条)と規

定し、他の諸国と比較した場合、国王の、明文上規定されている権限は狭いといえる。

これらの憲法に共通することは、いわゆる第三世界の憲法であり、それらは第二次大戦前に制定されたものもあるが、1945年以後の植民地解放の思想的洗礼をうけており、一部の改正はもとより、まったく新たに制定されたものもあるということである。S・E・ファイナーは、その著書の中で次のように述べている。「第三世界という語は、明確かつ一般的に受け入れられた定義ではないとしても、そこには、二つの確固たる意味が含まれている。第一の意味は、明確な共産主義、全体主義国家でもなければ、自由主義的民主主義国家でもない国家であること。第二の意味は、それがヨーロッパと旧トルコ帝国の解体によってできた国家 (succession state) であり、アメリカやカナダのようなヨーロッパの植民地をのぞき、植民地主義の浸透と圧力に服したイランのような多くの独立国家を含む。……第三世界の中核 (hard core) は、かつて植民地であったことであるが、そこには形式的に独立を失なわなかった少数の国家、たとえば、アフリカ大陸のリベリア、エチオピアやアジアのトルコ、アフガニスタン、ネパール、イラン、タイ等も含まれる。なぜならば、形式的に独立をたもっていたが、すべてこれらの国家は、外交的、経済的に持続的な植民地主義の圧力に服しており、かつて植民地であった国と同じ形で、この圧力に反応していたからである。」⁽¹²⁾ そして、第二次大戦後、国家体制の内外にゆさぶりをかけて、その国家の近代化をもたらした思想は何かといえば、それは、フランス大革命、産業革命、ロシア革命であるとする。この場合、本稿で扱おう君主制国家については、フランス大革命が、一番大きな思想的影響を与えているものであるが、S・E・ファイナーは、次のように述べる。「国民主権の原理、つまり、権力が国民から生じなければ、政府は正当性をもちえないという思想は、いかなる体制 (régime) でもとるところである。自由主義的民主制、独裁制、寡頭制、全体主義体制等、いかなる統治機構も、この思想を採用している。」⁽¹³⁾ もとより、ここでは君主制も、この思想の影響をうけているものといえよう。

そこで、君主を元首として明示する憲法では、エチオピア、カンボジアを除いて、国民主権を宣言している君主制国家であるが、君主制の歴史をさかのぼり、その思想的系譜あるいは原型をさぐるならば、次のようなことがいえる。一般に、立憲君主制は、君主が主権を有し、その権力を制限するという形で発展してきた。そして、君主制と国民主権とを結びつけることにより、君主制が正当化されるのは、君主制の最後の形態といえるが、この国民主権原理を基礎とした君主制憲法の原型は、イエリネックによると、1791年のフランス憲法であるとする。もちろん、フランスにおいては、ルイ18世の1814年のシャルト (charte) によって、憲法は、国王の側の自由意思によって作られ、元来、国家権力は国王の側に存するが、その行使に国民が関与するという、法思想に、その後、転移したのであるが、1791年のフランス憲法の影響は非常に広範囲に及んだものとされる。1812年のスペイン等族憲法、1822年のポルトガル憲法、今日でもなお効力をもつ1814年のノルウェー憲法、1831年のベルギー憲法も、主要な点では、1791年フランス憲法の影響をうけているとする。⁽¹⁴⁾ これら、近代立憲主義下の国民主権主義による君主制憲法においては、君主の地位・権限を規定し、その地位を正当化するものであるが、君主と国民との関係は、相互に対置されているところに特色がある。

しかし、現代の憲法下で元首規定をもつ前述の諸国の君主と比較した場合、君主は、国家の元首として、国家の中心にあり、権力が国民により付託され、行使するところに、その特色があり、1791年フランス憲法の性質とは異なるように考えられる。もちろん、この場合、たとえば、イラク、ヨルダンのように国王がその権力を行使したか否か、また、タイやラオスのように国王が、さして、その権力を行使しないか否か、そのような憲法的習律の有無とは別問題である。

この問題について、もう少し、くわしく敷衍してみることにする。

(3) 元首としての君主の思想的背景

法思想的には、元首概念は、君主の地位・権限との関係において論じられてきた。そこで、元首規定をもつこれら諸国の憲法においては、その君主に、いかなる役割を与えることを期待しているといえるか。その前提として、元首概念とは、法思想的にどのようなものであるかを検討することが必要であるが、それには、君主制に多様な理論を作りだした、フランス、イギリス、ドイツの君主制が、その思想的基盤となる。これらと、本稿のとりあげている諸国の憲法の君主制との比較をすることにする。

まず、フランスにおいては、前述したように、フランス大革命後の1791年憲法で、君主の地位を国民主権との関係において、規定した。この憲法の特徴は、非常に短命な憲法であったが、革命の成果をもちこんだ憲法であり、君主の地位・権限に関しては、アンシャン・レジーム下の絶対君主制を否定したということで、画期的なものであった。その内容は、立法府たる国民立法議会 (Assemblée nationale législative) が、国家権力の中核となり、執行権は国王が有するが、国王は憲法・法律に従わなければならないとする。憲法は、「フランスには、法律にまさる権威はない。国王は法律によってのみ統治し、かつ国王が、服従を強要することができるのは法律の名においてのみである。」(第56条)と規定する。これは、国民立法議会と国王との基本的関係を示しているものであるが、これが意味することは、アンシャン・レジーム下の国王の権威を否定し、国民立法機関が代表する国民の権威を最高の権威とした規定であるといえる。そして、国王はその権限として、次のようなものを有する。国王は、国の一般行政の長として、国の秩序・公安を維持し、また軍隊の長として、国の外交・財政をつかさどり、官吏を任免し、宣戦・講和を行ない、また、地方行政を監督する。国王の文書による命令には大臣の副署を必要とする。国王の命令は、文書によると口頭によるとを問わず大臣が責任を負う。⁽¹⁵⁾

このフランス1791年憲法は、国民主権下の君主制を規定したということで、その後の世界の君主制に大きな影響を与えたものであるが、この憲法の特徴を、一言でいうならば、君主の権力を制限し、その君主の権力を制限しえた国民の力・地位の向上を誇示したことにあり、この意味からすれば、国王に、国を具現し、国を主導する役割を、期待しているとは考えられない。このことからすれば、第三世界の元首規定をもつ君主制憲法は、国民主権下の君主制ということに関しては、S・E・ファイナーのいうように、君主の権力に対する国民の合意による正当化を行ない、その意味で、1791年憲法と類似しているといっても、君主がおかれている地位・権限ということについては、そこには、直接的な思想的系譜を見い出すわけにはいかない。

次に、フランスの君主制を近代的に把握する思想としては、ナポレオンの敗北後、コンスタンによって、中立的権力 (le pouvoir neutre) として、君主のおかれるべき地位、有すべき権限の理論が組み立てられた。コンスタンによれば、立憲国家には、立法権、執行権、司法権および王権という四つの権力があるとし、従来の18世紀のモンテスキューの三権分立論を、19世紀のフランスにおいて拡大しようとした。コンスタンの独創性は、政府または大臣に与えられる執行権を、君主に与えられる王権から分離することにある。コンスタンによると、従来の三権力が相互に調和しながら機能している場合には、政治権力は摩擦なくはたらくことになるが、三権が相互に対立するときには、それらを正しくもとにもどし、そして本来の機能をはたさせるためには、中立的な調停が必要となる。この場合三つの権力のうちの一つにその機能をはたさせることは許されない。その権力は、そのことによって、他の二つの権力に対して優越することになるからである。したがって、この調停の任務は、論理の上から君主に与えられることになる。君主の有する王権の内容は、次のごとくである。君主は執行権を有する大臣を任免する。代議院の議決が法律の効力を得るために君主の裁可を必要とする。君主

は、代議院を延会し、かつ国民によって選挙された代議院を解散できる。君主は、裁判官の任命権を有する。君主は、恩赦権を有する。ただし、外国とのいかなる条約についても、王国の内部における市民の条件または権利に影響を与えるような、どのような条項も挿入させることはできない。君主の一身は、神聖にして不可侵である。⁽¹⁶⁾

この君主の中立的権力の理論は、レーヴェンシュタインによると、きわめて巧妙な構成で組み立てられた理論であると評価する。すなわち、「それは君主制原理から権威的な核心を奪い去ったが、しかし同時に、君主制が権力を喪失した後に再び、それに威厳と自尊心を与えた。権力の喪失は革命を通して生れた憲法の制約とともに、君主制が甘受しなければならなかったものである。それゆえ君主制は、国家のために役立つものとして提示されただけでなく、まさしく必要なものとして提示されたのである。その結果、君主制度の存在は、明確な使命をあてがわれることなく、議会主義的、民主主義的国家において広く是認された。つまりいわゆる大権を適切に受けとめる鍵が見い出され、君主制そのものは現代の大衆民主主義に適応することになったのである。」とし、「国家の実践にたいする君主制理論のコンスタンの新解見は、西ヨーロッパの議会主義的君主制が、これを基礎として発展し、今日でもこれにもとづいているという点に意義をもっている。国王が中立的権力をもつという見解は他の国家機関の間で、国王を最高仲裁者にまで高めることに役立った。それと同時に、国王は国民主権の枠内に閉じ込められ、そして国民主権に従属し、国家統一のためにそれとむすびついた。国王の中立的、ないし『調整的』権力……は、君主制のもっとも重要な理性的、ないし客観的理由づけである。この理論によって、国王は再び現実の政治権力の重要な一部を取りもどしはするが、そのために民主主義をぶち毀すようなことはしない。」と述べ⁽¹⁷⁾、君主の中立権理論の確立が、近代立憲主義下における君主の有用性を思想的に確立したものとす。この場合、君主は、名目的、象徴的な存在ではなく、中立・調整権という権能を有するわけであるが、このコンスタンの理論が、どのように、その後の君主の地位・権限に影響を与えたといえるか。コンスタンは、君主は、政策決定に積極的に関与すべきではなく、しかも独自の地位を保有すべきものとしたのであり、復帰するブルボン王朝は、このようなものでなければならず、ブルボン王朝に対して与えられた教利書であったとされる。⁽¹⁸⁾しかし、コンスタンの思想は、彼の期待どおり1814年のルイ18世の王政復古によるシャルト（欽定憲法）には具体化されず、むしろ、ポルトガル国王によって付与された、1824年のブラジル憲法、1830年のルイ・フィリップの七月王制の憲法、1831年のベルギー憲法等において、具体化されたものとみることができる。いずれにせよ、この理論は、君主の地位を正当化することを有用性をもつものであり、立憲君主の生きるべき道を開いたものといえる。

たとえば藤田嗣治論文にある。「西欧の国家発展の歴史は、国家内部における、信仰、社会及びその他における対立の中立化の歴史である。国家自身がその本質に従って中立的であり、その存続も一にこれにかかっている。19世紀の自由主義立憲制は……、絶対君主を中立的であり、しかも能動的な政府から分離された国家の元首に変化することによって、この中立化の過程を続行した。……バンジヤマン・コンスタンによって中立権 (le pouvoir neutre) としての、君主の理論及び公式が組み立てられたことは、意味深いことである。国家権力の頂点は、それによって政府から分離される。国家自身と同一視されていた絶対君主は、ここに内政的に公平な者となり政府党の対立に対してその態度すらもきめてはならない。……中立権の多くの方法はつくり上げられてきた。しかし、制度的には、中立権のこのような組織において、常に中立化された『国家の元首』が、政治的な『政府の首長』に対抗し、そして、このような国家の元首は、立憲的に正確に推移する限り、公然且つ直接的に活動的であってはならない。国家の元首は、国家機能の、このような区分において、統治しなければならない。対立に関して、単に和解的且つ仲裁的に活動すべきである。……すべての西欧の自由主義憲法は

『受動的』な国家の元首と、『能動的』な政府の首長の、このような区分を、なんらかの形で採用したか又は採用している。イギリス、フランス、ベルギーおよびイタリア等において、これを見ることができる。このような二元的な統治形式は、憲法が自由主義的である限りにおいて、今なお至るところで行なわれている。」とする。そして、このコンスタンの理論は、ヨーロッパにおいては、一つ君主のみならず、調整的な機能をいとなむ他の機関——たとえば、大統領——を必要とする理論に発展したと述べている。⁽¹⁹⁾

このことからすれば、この理論は、君主を正当化するために作られた理論にちがいないが、国家有機体説によるものというよりは、あくまで権力分立制のわくのなかで、調整的な機能をはたすべきものとして、君主の王権を作りあげたものと考えられる。したがって、コンスタンの中立的権力は、三権の対立を調整し、抑制する機関としての地位——国家内部の紛争を最終的に調停する、いわば、国家の元首としての第四番目の地位——を正当化したものであり、君主の地位の正当性よりも、権限の必要性をとしたものといえよう。⁽²⁰⁾

このコンスタンの理論と、第三世界の元首規定をもつ君主制憲法は、その思想的系譜は、別個のものといえよう。これらの君主は、前述のように、三権の対立の調整——コンスタンのいう王権——を行なうことがあるとしても、その国家の権力の中心に君主があり、君主の権力と他の権力が並列的な関係にないからである。

次に、イギリスの君主制の理論を検討してみる。フランスにおいては、その憲法的発展の性質は、イギリスとは対照的であり、フランスにおいてはフィロソフィーが、イギリスにおいてはプラクティスが支配するといわれ、またフランスにおいては政治的理論が実際の政治的变化に先行し、イギリスにおいては政治的理論が実際の政治的变化に追従するといわれるが、君主制も、また、しかりである。⁽²¹⁾ この意味で、イギリスの君主制の性質の姿を、簡明に、その君主制思想というよりは、その実態を述べたのは、バジヨットであるとされる。バジヨットは、その「イギリス憲政論」の中で次のように述べている。「……イギリスないしその他の国々の諸制度は、幾百年もかかって成長し、複雑な人種構成をもった住民を広く支配している。こうゆう制度の考察にとりかかる場合には、これを二つに区分することが必要である。すなわち、このような国々の憲法には二つの部分がある。……その第一は、民衆の尊敬の念を呼び起こし、これを保持する部分である。これをかりに、威厳をもった部分と呼んでおこう。つぎにその第二は、機能する部分である。憲法はこれによって実際に活動し、支配しているのである。さていかなる憲法も立派に機能するためには、つぎの二大目標を達成しなければならない。そしておよそ古くからの有名な憲法なら、この目標を見事に達成してきたにちがいない。すなわち、あらゆる憲法は、まず権権を獲得し、ついでその権威を行使しなければならない。いいかえれば、まず人々の忠誠や信頼を獲得し、ついでその信従を統治活動に利用しなければならない。……統治機構の威厳をもった部分は、機構に力を与えると同時に、その力を利用するにすぎない。したがって機構のお飾り部分も、必要性をもっているのである。」とする。⁽²²⁾ そして威厳をもった部分は君主と上院に濃厚であるが、機能する部分は、さして保有せず、この逆に、内閣と下院は、機能する部分を占め、威厳をもった部分は付随的なものであるとしている。このバジヨットの君主のとらえ方は、ベンサム、J・S・ミルの合理主義的な人間観をとらず、社会の発展は理性よりも、慣習・伝統に強く依存している事実を指摘したものであるが、たとえば、辻 清明著「世界の名著第60巻」によると、「……真に機能する部分の中樞は、立法部と行政部を融合する内閣である。最近、首相政治の傾向にともなって、威厳の部分もいくぶん増加したとはいえ、下院に対する解散権を保有することにより、その地位は強力である。下院は、国民のなかの知性を表現する層によって構成

され、その重要な機能は、指導者である首相の選出に求められる。こうして、憲法の各機関は、濃淡の差こそあれ、縫目のわからないほど密着している点に、イギリス憲政の有効性が維持されている理由がある。儀式的司祭者自身がそのなかに自然に没入しているため、それはもはや政治的事実として人々の眼に映じ、これによって、下院や内閣に代表されている中産階級の実質的な政治的支配に気づかないのである。……………着飾った儀仗騎兵に守られた金ピカ馬車で議会の開会式に行幸する女王の華麗な行列は、いまでも国民の大きな関心と呼んでいるが、バジヨットの分析した二の部分は、今日でも生きているようであるとしている。』⁽²³⁾ また、榎原 猛著「君主制の比較憲法学的研究」においても、イギリスの君主制の必要性に関して、同旨のことが指摘されている。⁽²⁴⁾

このことからすれば、イギリスの君主制は、統治の実効性を確保することに役立つものとされている。コンスタンの理論とは、どの点において異なるといえるか。佐藤 功著「君主制の研究」においては、バジヨットも、結論的にはコンスタンの理論と同じものが見い出されるとしているが、⁽²⁵⁾ イギリスとフランスの立憲君主がはたしてきた役割に着目した場合、バジヨットとコンスタンの君主に対する認識は、異なったものといえよう。イギリスにおいては、法制度そのものが、慣習的なものでありその限りで、君主の存在なくして、機能しえなくなっている。たとえば、かつて大妻女子大学文学部紀要第3号「サーシオレアライとプロヒビションに関する一考察」で検討したことがあるが、イギリスでは、行政機関の作為、不作為の違法性を争う場合、大権による救済 (prerogative remedies) という君主の存立を前提とする方法による。サーシオレアライ (Certiorari)、プロヒビション (Prohibition)、マンディマス (Mandmas)、ヘイビラスコーパス (Habeas corpus) であり、これらは国王の命令という形式をとって発令され、行政機関に対して国王が形式的な起訴人となる方法をとる。これに対してフランスでは、1848年、第二共和制が確立し、王制が消滅せんとするとき、中立的権力の必要をもってしても、イギリスと異なり、君主は、法政策的にも、法技術的にも、必要とされなかったのである。いわば、フランスにおいては、国家有機体説な君主の存在より——1814年のルイ18世のシャルトで、第14条に、“Le Roi est le chef suprême de l’Etat,……” という規定をおいていたが——権力機関としての機能を君主に求めたのであるが、イギリスでは、国家機関としての機能の面より、伝統的・国民心理的な面を重視し、それだけ国家有機体説に近く、君主の存在そのものに価値を見出すのであり、「君臨すれど統治せず」という言葉に集約される地位にあるといえる。このイギリス的な君主制思想は、現代ヨーロッパ諸国の君主制憲法に、フランス君主制憲法以上に、多大な影響を与えている。すなわち、スカンデナヴィア、ベネルックス諸国の君主制憲法の特色は、君主は、憲法上、権限を有していても、もはや、その権限を実質的に行使するものではなく、イギリス流に「君臨すれど統治せず」の君主制形態を確立していることは多言を要しないところである。

ところで、本稿がとりあげている、元首規定を有する憲法は、イギリス君主制思想のバジヨットのいう、威厳をもった部分 (dignified parts) を元首たる君主は有し、国民に君臨しているといえる。しかし、同時に、また、程度の差があるとしても、政策決定にたずさわり、その限りで、実効する部分 (efficient parts) も有しており、イギリス君主制思想とも、これら元首とは無縁なものといえよう。

それでは、ドイツ国法学の理論と関係があるか否か。ドイツにおいては、立憲君主制は、その理論的基礎を、国家有機体説を発展させた国家法人説に求める。国家法人説によると、統治権の主体は、君主でも国民でもなく、法人としての国家であるとする。この意味からすれば、この理論は、絶対王制にも、国民主権の共和制にも反対し、一方では、君主制に対する国民の反対を緩和させるが、他方では、君主の活動を法の規制の下におくということであり、この国家法人説は、立憲君主制を維持するイデオロギーとして、歴史的な意義を有していたと指摘される場所である。この理論——アルプレ

ヒト、ラーバント、イエリネック等の君主制に対する見解——のはたしてきた意義については、多くの研究が、既に、なされており、また本稿のテーマからすれば、特に、詳細に触れる必要もない。ただ、たとえば、佐藤 功著「君主制の研究」において、論述されているところを引用すれば、「国家法人説は、いかなる国家に対しても——ひとり君主制に限らず共和制にも——妥当する国家認識のための方法論であり、君主制についていえば、君主がいかなる根拠に基づいてその地位にあるにせよ、現実に存在する君主制国家を認識し説明する上に役立つ理論である。そして、この限りにおいて国家法人説はいうまでもなく正しいのである。しかし、このことは、反面において国家法人説が国家の実体なり、歴史的な性格なりを捨象した抽象的な理論であることを意味する。」⁽²⁶⁾ というが如き特色をもつ理論である。このドイツ君主制の理論は、コンスタン、バジヨット等に代表される、フランス、イギリスの君主制理論と比較した場合、どのようなことがいえるか。フランス、イギリスにおいては、君主制を、歴史的な意味においてとらえ、それぞれその存在意義をとくのであるが、ドイツにおいてはあくまで、法的にとらえた観念——たとえば、イエリネックに代表される国法学理論によると、国家に最も固有な要素、すなわち、国家を国家たらしめる要件は、国家権力であり、この国家権力は何らかの意思の上に基礎づけられるものであり、それが、一人の人間の自然意思によるか、多数の人間の意思によるかのいずれかであり、これによって国家形態は、君主制か共和制かのいずれかに分かれる——によるものであり、君主が存在することの歴史的な性格は、考慮外におく。したがって、この理論の下では、君主にどのような役割を与えるかは、その国家の歴史的伝統によって、君主の機関としての役割が決定されることとなり、現実に、それが、その国家にとって有益かつ正当なものとして評価されることとなる。この意味からすれば、ドイツ国家法人説下での君主制理論は、君主の元首としての地位を、その権限の広狭に関係なく、理論的に正当化したものといえる。

本稿がとりあげている元首規定をもつ君主制憲法は、エチオピア、カンボジアでは、君主主権、それ以外は、国家主権を宣言した憲法である。そして、これらは、すべて、法文上、権力の行使に君主が介在し、イギリス的な君主の権力の法的規制より、権力の信託という面が強いところに、その特色がある。前述したように、ドイツ国法学理論の国家法人説によると、統治権の主体は、君主でも、国民でもなく、法人としての国家であるとするのであるが、これら諸国の憲法は、表現の相違はあるが、国家権力の主体は、君主・国民という形で明示しているから、国家法人説とは、無縁といえよう。ただ、エチオピア、カンボジアについては、これらの憲法は、国家権力の行使は、法的に、君主の意思に基礎づけられているという点で、イエリネックの君主制理論に一番近く、かつ類似しているといえよう。しかし、これらの諸国が、ドイツ国法学の理論の一部を、意識して、それを採用したのか否かは、もっと、具体的に検証しなければならないことである。

3 小 結

以上、現代の君主制憲法の元首たる君主と、君主制思想について多様なものをもつフランス、イギリス、ドイツとの比較を試みたのであるが、憲法の規定する趣旨からすれば、君主が権力行使者として法的に活動することが規定されていることからすれば、それはイギリス型の君主の権力行使を規制した「君臨すれど統治せず」という地位にあるものでもなく、また、君主が権力の中心にあり、王権という権力をもって、国民と対置されていない以上、コンスタンのような中立権的地位にあるものでもない。しいていえば、それらは、君主に国家有機体説的な国家統合の象徴とし、元首として、権力を付託したものであり、その限りでのみ、ドイツの理論に、近いものといえよう。ただ、この場合、諸国の憲法が、どこまで、近代立憲主義的なフランス・イギリス・ドイツの君主制理論の導入を

はかろうとしたかは、不明確である。

これらの諸国の憲法が、制定された時期や国の内外情勢等をかながみした場合、国家統一・独立がその国家の最大の目標であり、民主主義が確立されている国際情勢からすれば、エチオピアやカンボジア等を除いて、国民主権を前提とするが、その権力行使については、文盲が多く政治的に未成熟であるということから、国民にゆだねえないとし、種々の立憲主義理論のうちから、もっとも適切な制度をピックアップし、それを導入したものと考えるべきであろう。ところで、これらの憲法の大半は現在では、破棄されている。存続しているのは、ごく、少数である。その破棄の理由は、これらの国家の発展途上国に特有な政治的不安定さにあり、必ずしも、元首という形態で、国民に君臨した君主制にその理由があるとは考えられない。いずれにせよ、ここでは、君主を元首という名称で規定し、権力の行使を行なうことを明記している憲法は、現在では、数えるほどしかないということ、指摘しておく。

(未完)

- (1) 政治学事典(平凡社) p. 485。
- (2) 法文は、和訳各国憲法集、衆議院法制局・参議院法制局・国立国会図書館立法考査局・内閣法制局、西修、現代世界の憲法制度、A. J. Peaslee, Constitutions of Nations, 1956. 等による。
- (3) 小島和司、天皇——象徴から元首へ?、法律時報第27巻1号、p. 11。
- (4) 柳瀬良幹、「元首と機関」、pp. 3-35。国家有機体説における団体主義の法理論は精緻なものであるが、元首の意味については、素朴なものであったといえよう。
- (5) レーヴェンシュタイン、秋元・佐藤訳、「君主制」、p. 18。
- (6) デュヴェルジェ、横田地訳、「政治学入門」、pp. 83-84。
- (7) 佐藤 功、君主制と共和制、「日本国憲法体系第三巻」、p. 2。
- (8) 佐藤 功、「君主制の研究」、p. 359。
- (9) 佐藤 功、前掲書、pp. 19-28。
- (10) ベルギー王国憲法も、元首という語を使用しているが、外国の元首たる地位につく場合の規定であり、本国の元首という意味ではないので、ここでは除外する。
- (11) レーヴェンシュタイン、前掲訳、p. 24。
- (12) S. E. Finer, Comparative Government, pp. 96-97。
- (13) S. E. Finer, Ibid, pp. 99-100。
- (14) イェリネック、共訳、「一般国家学」、p. 422。
- (15) 佐藤 功著、「比較政治制度講義」、pp. 57-58。
- (16) 藤田嗣治、衆議院の解散について、愛知大学法経論集第7集、p. 5。
- (17) レーヴェンシュタイン、前掲訳、pp. 93-94。
- (18) 佐藤 功著、前掲書、p. 76。
- (19) 藤田嗣治、前掲論文、p. 3。
- (20) このことについては、君主以外の者についても、その者の権威を高めることに利用しうる理論である。たとえば、この例として、ワイマール憲法の末期・ナチス体制への移行の時期において、カール シュミットの大統領の権威を高める理論(Hütter der Vevfassung)にコンスタンの理論が利用された。このシュミットの意図は、別のところにあったが、この理論がナチス体制に利用されたことは、つとに指摘されるところである。
- (21) 佐藤 功、「君主制の研究」、p. 5。
- (22) バジヨット、小松訳、「イギリス憲政論」、pp. 67-68。
- (23) 辻 清明、現代国家における権力と自由、「世界の名著第60巻」、p. 30。
- (24) 榎原 猛、「君主制の比較憲法学的研究」、p. 8。
- (25) 佐藤 功、前掲書、p. 318。
- (26) 佐藤 功、前掲書、pp. 25-26。